

日本テントシート工業組合連合会賠償補償制度 新規ご加入・継続のご案内

※日本テントシート工業組合連合会賠償補償制度は、賠償責任保険（企業用）普通保険約款（サイバー損害補償対象外特約／原子力危険補償対象外特約／石綿損害等補償対象外特約／汚染危険補償対象外特約／排水・排気に関する特約／賠償責任保険追加特約／共通支払限度額特約／拡張補償特約（日本テントシート工業組合連合会様用）付帯）＋施設所有（管理）者特別約款（職業的行為損害補償対象外特約付帯）＋請負業者特別約款＋生産物特別約款（生産物特約／効能不発揮損害補償対象外特約付帯）に對物超過修理費用補償特約および保険料確定特約を付帯した商品のペットネームです。

【加入申込期間】 2024年9月15日より 2024年10月25日まで

【補償期間】 2024年11月1日午後4時より 2025年11月1日午後4時まで
（10月25日までにお振込、お申し込んだ場合）



事業活動に関わる
賠償リスクを
包括的にカバー

業務・施設・生産物の
賠償リスクを
まとめて補償！

- ・ 簡単なお手続き
- ・ 2つのプランから選択
- ・ 納得の保険料



日本テントシート工業組合連合会賠償補償制度の特長

特長 1 補償の重複や加入漏れがありません。

さまざまなリスク・業務を一つの保険契約で補償します。

- I. 業務中の事故に関わる賠償事故、施設の所有・使用・管理に伴う賠償事故、生産物賠償事故、またこれらの賠償事故解決に伴う様々な費用等を、一つの保険契約で補償します。
- II. 会員企業様が行う製造・工事等を包括的に補償します。

特長 2 幅広いリスクに対応します。

会員企業様のご要望にお応えできるよう、さまざまな補償をご用意しました。

- I. 工事遂行中の作業対象物の損壊事故や、工事終了後に対人・対物事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負った場合の完成・修理後物件の修復費用、見舞金費用（初期対応費用）等、幅広い補償を提供します。
- II. 被害者から訴えられた場合も想定して、「訴訟対応費用」もご用意しています。



特長 3 契約のお手続きが簡単です。

3ステップで契約完了！ 以下のステップで、契約申し込みが完了します。

1 「日本テントシート工業組合連合会賠償補償制度申込見積依頼書」に必要事項を記入しFAX

2 「加入依頼書」の内容を確認の上、押印しFAX

3 「加入依頼書」の“合計振込金額”を送金

- 「日本テントシート工業組合連合会賠償補償制度申込見積依頼書」には、把握可能な直近の年間売上高、年間売上高に占める完成工事高の割合をご申告いただき、合わせて把握可能な直近の損益計算書を一緒にFAXしてください。

- 「加入依頼書」では、AタイプかBタイプのいずれかをご選択ください。

※中途加入の場合

保険期間（2024年11月1日以降）の中途からでも加入することができます。日本テントシート工業組合連合会賠償補償制度申込見積依頼書をご記入のうえ、FAXをお願いします。以後のお取扱いは上記お申込み方法と同様です。補償開始日等の詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

特長 4 2つの補償タイプからお選びいただけます。

ベーシックな A タイプ、高額補償の B タイプをご用意しました。

- I. ベーシックな補償の A タイプ（1億円）と、高額補償の B タイプ（3億円）のいずれかをご選択ください。
- II. お振込みいただいた“合計振込金額”を、全額損金処理することができます。

- **保険契約者** 日本テントシート工業組合連合会
- **加入対象者** 日本テントシート工業組合連合会の会員企業の皆様
- **被保険者 (補償の対象となる方)**
 - ① 記名被保険者である事業者 (法人・個人事業主等)
 - ② 記名被保険者である工事業者の下請負人またはその法定代理人もしくは使用人
 - ③ 記名被保険者である工事業者の法定代理人または使用人
 - ④ 工事 (記名被保険者が元請負人として行う工事) の発注者

※上記②～④は記名被保険者の業務に関する場合に限り、また、それぞれの被保険者相互間を他人とみなします。ただし、被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任は補償の対象となりません。
- **対象となる工事、事業** 会員企業が日本国内において行うすべての工事を包括的にお引受けいたします。会員企業が日本国内において製造販売した製品に起因する対人・対物事故。
- この保険は日本テントシート工業組合連合会を保険契約者とし、組合員を加入者とする施設所有 (管理) 者特別約款、請負業者特別約款および生産物特別約款の団体契約です。
- 賠償責任保険 (企業用) 普通保険約款・特別約款・特約集、保険証券は保険契約者 (日本テントシート工業組合連合会) に交付されます。

■ **補償内容と補償限度額 (支払限度額) ・ 免責金額 (自己負担額)**

補償内容	補償限度額 (総支払限度額)			免責金額 (1事故)	
	補償タイプ	Aタイプ	Bタイプ		
賠償事故 ・ 施設の事故 ・ 請負事故 ・ 生産物事故	対人・対物 共通	1 事故 保険期間中	1 億円	3 億円	0

補償項目	支払限度額 (1事故・保険期間中)	免責金額 (1事故)	補償項目	支払限度額 (1事故・保険期間中)	免責金額 (1事故)
初期対応費用補償条項	500万円	0	リース・レンタル建設用工作車損害補償条項	1,000万円	0
(上記のうち見舞費用：被害者1名あたり)	10万円	0	リース・レンタル物件補償条項	1,000万円	0
訴訟対応費用補償条項	500万円	0	仕事の目的物損壊補償条項	500万円	0
事故現場後片付け費用補償条項	1 事故:50万円 保険期間中:1,000万円	0	リコール費用補償条項	1,000万円	0
財物の使用不能損害補償条項	1,000万円	0	不良完成品に関する補償条項	1億円	0
人格権侵害賠償責任補償条項	1,000万円	0	治療費用補償条項	被害者1名:30万円 1 事故・保険期間中: 300万円	0
漏水危険補償条項	保険証券記載 総支払限度額	0	施設における受託物賠償責任補償条項	1,000万円	0
管理下財物損害補償条項	保険証券記載 総支払限度額	0	施設敷地内専用車危険補償条項	保険証券記載 総支払限度額	0
(上記のうち直接作業部分)	500万円	0	昇降機包括補償条項	保険証券記載 総支払限度額	0
工事場内建設用工作車危険補償条項	保険証券記載 総支払限度額	0	弁護士相談費用補償条項	100万円	0
塗装作業飛散危険等補償条項	保険証券記載 総支払限度額	0	工事履行遅滞損害賠償責任補償条項	500万円	0
支給資材損壊補償条項	1,000万円	0	データ損壊復旧費用補償条項	1,000万円	0
自動車へ幌 (テント) をつける作業に関する補償条項	30万円	0	対物超過修理費用補償特約	1 事故:100万円 保険期間中:なし	0

上記補償項目 (対物超過修理費用補償特約を除く) によりお支払いする保険金は、**Aタイプ：1億円、Bタイプ：3億円**の総支払限度額に算入します。

■ 補償内容

保険金をお支払いする主な場合

他人の身体障害または財物損壊を発生させたことによって、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る次のような損害について保険金をお支払いします。

【工事中の事故】

請負工事等の仕事の遂行に起因する事故

【生産物・工事完成後の事故】

被保険者の占有を離れた財物に起因して保険期間中に生じた事故、または、仕事の終了または放棄後に生じた事故、仕事の終了または放棄後に生じた事故

【施設・昇降機の事故】

記名被保険者が所有、使用または管理する施設(被保険者が所有、使用または管理する建物またはその建物に収容される動産で、保険証券記載の業務の用に供される部分およびものをいいます。)に起因する事故、および昇降機に起因する事故

■ 初期対応費用補償条項

請負業者特別約款、生産物特別約款または施設特別約款もしくはこれらの特別約款に適用されるそれぞれの補償条項の対象となる保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人の身体の障害、人格権侵害、財物の損壊または財物使用不能損害が発生した場合に、被保険者がその事故について次のいずれかに該当する初期対応を行うために社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害を補償します。

- ① 事故現場の保存費用、事故状況調査・記録・写真撮影費用、事故原因調査費用
- ② 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費などの費用
- ③ 通信費
- ④ 事故に起因する身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品購入費用
- ⑤ その他上記に準ずる費用 など

■ 訴訟対応費用補償条項

請負業者特別約款、生産物特別約款または施設特別約款もしくはこれらの特別約款に適用されるそれぞれの補償条項の対象となる保険事故によって、他人の身体の障害、人格権侵害、財物の損壊または財物使用不能損害が発生したことに起因して、第三者が被保険者に対して損害賠償金の支払を求める訴訟を裁判所に提起した場合に、被保険者が以下に記載する社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害を補償します。

- ① 被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費・臨時雇用費用
- ② 被保険者の使用人の超過勤務手当
- ③ 増設コピー機のリース・レンタル費用
- ④ 被保険者が行う事故の再現実験費用
- ⑤ 外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用
- ⑥ 事故原因調査費用
- ⑦ 意見書・鑑定書作成依頼のために必要な費用、相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用
- ⑧ その他これらに類する費用で引受保険会社が認めた費用 など

■ 事故現場後片付け費用補償条項

請負業者特別約款、生産物特別約款または施設特別約款もしくはこれらの特別約款に適用されるそれぞれの補償条項の対象となる保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人の財物の損壊が発生した場合に、被保険者がその事故によって損害を受けた財物について後片付けを行うために必要な費用(解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。)を負担することによって被る損害を補償します。 など

■ 財物の使用不能損害補償条項

偶然な事故に起因して、他人の財物を損壊させることなく使用不能にしたことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 など

■ 人格権侵害賠償責任補償条項

被保険者または被保険者以外の者が行った他人の人格権侵害により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 など

■ 漏水危険補償条項

給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損壊について、被保険者が被る損害のうち、本保険契約の適用のある損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 など

■ 工事履行遅滞損害賠償責任補償条項

保険証券に記載された仕事の遂行により、または仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券に記載された施設に起因して発生した他人の身体の障害、財物の損壊または財物使用不能損害(以下「原因となる事故」といいます。)に対して保険金が支払われる場合において、次の①から④までのすべてに該当する仕事の工事履行遅滞により工事請負契約に定

めるその工事の履行遅滞に関する規定に基づき、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、工事請負契約において約定した履行期日(以下「約定履行日」といいます。)の翌日から起算して、遅滞日数5日以上となる工事履行遅滞が発生した場合に限ります。

- ① 被保険者が単独で元請負人となる仕事
- ② 履行遅滞・違約金に関する規定を含む工事請負契約約款または工事請負契約書等に基づき請負う仕事
- ③ 原因となる事故が生じた日から30日以内に約定履行日が到来する仕事
- ④ 原因となる事故の発生が工事履行遅滞の直接の原因になった仕事 など

■ 管理下財物損害補償条項

(直接作業部分以外に対する補償)

工場内における保険証券記載の仕事において被保険者が使用もしくは管理する他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(直接作業部分に対する補償)

工場内において被保険者が、作業の対象物のうち損害発生時に直接作業が加えられていた部分を損壊することによって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 など

■ 工場内建設用工作車危険補償条項

工場内における建設用工作車^{*}の所有、使用もしくは管理に起因して引受保険会社が支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車に自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険(責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。)の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約または自動車共済契約(以下「自動車保険契約等」といいます。)を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険および自動車保険契約等により、支払われるべき金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。

※建設工事等の作業を行うことを主たる用途、機能とする次に掲げる自動車をいいます。

- ア. ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー(キャリオール)、ロードローラー、除雪用スノーブラウ
- イ. パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー
- ウ. ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車
- エ. コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレンカー
- オ. アないしエを牽引するトラクター、整地または農耕用トラクター
- カ. ターナロッカー
- キ. コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車
- ク. 高所作業車
- ケ. その他上記に類するもの。ただし、いかなる場合もダンプカーを含みません。 など

■ 塗装作業飛散危険等補償条項

工場内において被保険者が行う以下の塗装業務に起因して、被保険者が、他人の財物を損壊することによって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ① 被保険者が行う塗装業務のために使用する塗料またはその他の塗装用材料が、塗装作業中に飛散、拡散したことによって生じた損害
- ② 被保険者が行う塗装業務のために使用する塗料の容器等の破裂、爆発、落下、転倒に伴い塗料またはその他の塗装用材料が飛散、拡散したことによって生じた損害 など

■ 支給資材損壊補償条項

被保険者が、保険証券記載の仕事の遂行のために支給された資材および設置工事の目的物(工用用仮設物の材料を含みます。)であって、他人が所有する財物を損壊すること、または盗取されたことによって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 など

保険金をお支払いする主な場合

■ データ損壊復旧費用補償条項

被保険者が、保険証券記載の仕事の遂行に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊を発生させることなく、他人の情報機器の記録媒体に記録されている磁気的または光学的に記録されたプログラムまたはデータを消失または損壊したことにより、消失または損壊した情報を復旧させるために被保険者が負担した費用を補償します。ただし、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限ります。 など

■ リース・レンタル建設用工作車損害補償条項

記名被保険者が、保険証券記載の仕事の遂行のために工事場において一時的に使用または管理するリース・レンタル建設用工作車[※]の損壊または盗取（詐欺、紛失は含みません。）について、記名被保険者がそのリース・レンタル建設用工作車について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※工事場内にある建設用工作車のうち、記名被保険者が仕事の遂行のためにリース・レンタル契約（書面等による契約に限ります。）により一時的に借用するものをいいます。ただし、いかなる場合もダンパーを除きます。 など

■ リース・レンタル物件補償条項

記名被保険者が、仕事の遂行のために工事場において一時的に使用または管理するリース・レンタル物件の損壊または盗取（詐欺、紛失は含みません。）について、その財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 など

■ 仕事の目的物損壊補償条項

被保険者の占有を離れた保険証券に記載された生産物または被保険者が行った保険証券に記載された仕事の結果に起因して、生産物が被保険者の占有を離れた後もしくは仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し）または放棄の後に、被保険者がその生産物またはその仕事の瑕疵に起因して生じた他人の身体の障害、財物の損壊または財物使用不能損害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被保険者が、その生産物またはその仕事の目的物の損壊自体（生産物または仕事の目的物の一部の瑕疵によるその生産物またはその仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 など

■ リコール費用補償条項

記名被保険者が、製造・販売等を行った生産物の瑕疵に起因して保険証券記載の適用地域内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費用[※]を負担することによって被る損害を補償します。ただし、回収等の実施は、事故を発生させまたは発生させるおそれがある生産物に対してなされるもの限り、かつ、回収等の実施および事故の発生またはそのおそれが、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限ります。

① 記名被保険者の行政機関に対する届出または報告等（文書による届出または報告等）に限ります。）

② 記名被保険者が行うメディアによる催告

③ 回収等の実施についての行政機関の命令・措置

※次に掲げるもののうち生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用でかつ生産物の回収等の実施を目的とするものに限ります。

① メディア等対応費用

生産物の回収等の影響を最小限にするために記名被保険者が支出する次に掲げる費用（引受保険会社の書面による同意を得て支出する費用に限ります。）をいいます。

ア. 記名被保険者が行うメディアによる催告、メディアに対する会見・公表またはメディアを利用した謝罪広告もしくは事情説明の通知を行うための費用

イ. アの各種通知を準備するために第三者のコンサルタントを起用する費用

ウ. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成費、切手代および封筒代を含みます。）

② 生産物回収実施費用

生産物の回収等を実施するうえで記名被保険者が支出する次に掲げる費用をいいます。

ア. 回収生産物か否かまたは瑕疵の有無を確認するための費用（第三者のコンサルタントその他専門家を起用した場合の費用を含みます。ただし、当会社が事前に承認したものに限り。）

イ. 回収生産物の輸送費用

ウ. 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用

エ. 回収生産物の廃棄費用および事故による損害の拡大を防止するために、記名被保険者の占有下にある生産物の廃棄費用

オ. 回収等の実施により生じる人件費（通常要する人件費を超える部分をいいます。）、出張費および宿泊費等（回収生産物の修理、代替品の製造または仕入もしくは代替品の発送に係るものを除きます。） など

■ 不良完成品に関する補償条項

生産物または仕事（財物の製造または販売過程における設計、加工、組み立て、設置（メンテナンスを含みます。）、表示等の仕事に限ります。）の結果が、成分、原材料、部品または容器もしくは包装等として使用されている財物で生産物または仕事の結果と構造上または機能上一体とみなされる他の財物の損壊に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 など

■ 治療費用補償条項

請負業者特別約款、施設特別約款およびこれらの特別約款に適用される本特約中のそれぞれの補償条項に規定する損害により、身体の障害を被った者（以下、「障害者」といいます。）が医師の治療を受けた場合に、被保険者の過去の有無にかかわらず、その治療に要した費用（以下「治療費用」といいます。）を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。ただし、事故が生じた日から1年以内に要した治療費用[※]に限ります。

※次に掲げる費用のうち社会通念上妥当な金額

- ① 医師の治療を要した場合に必要な治療、手術、レントゲン、歯科治療、義手・義足等の費用
- ② 障害者の移送、入院、職業看護、葬儀の費用 など

■ 施設における受託物賠償責任補償条項

偶然な事故により被保険者[※]が施設内において受託する他人の財物を損壊、紛失または盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※記名被保険者および記名被保険者の役員ならびに使用人。ただし、役員および使用人については、記名被保険者の業務を行う場合に限ります。 など

■ 施設敷地内専用車危険補償条項

施設内において所有、使用もしくは管理する敷地内専用車の所有、使用、もしくは管理に起因して保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その敷地内専用車に自賠責保険の契約を締結しているとき、または自動車保険契約等を締結しているときは、その損害の額が、その自賠責保険および自動車保険契約等により保険金を支払うべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額を補償します。 など

■ 弁護士相談費用補償条項

保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人の身体の障害、人格権侵害、財物の損壊または財物使用不能損害が発生した場合に、被保険者がその事故について弁護士に法律相談等を行うことによって被る弁護士費用の損害を補償します。

保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生したことを知った場合に、弁護士費用を支出しようとするときは、次に定める事項を、事前に引受保険会社に通知しなければなりません。被保険者が、正当な理由がなくこの規定に違反した場合、または次に定める書類に事実と異なる記載をし、またはその書類を偽造もしくは変造した場合は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて弁護士相談費用保険金を支払います。

- ① 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
- ② 事故発生の日時、場所およびまたは事故の状況について証人となる者があつた場合は、その者の住所および氏名または名称
- ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）

また、弁護士相談費用保険金の支払を請求する場合は、次に定める書類（引受保険会社は、被保険者に対して、次に定める書類以外の書類の提出を求めるとまたは次に定める提出書類の一部の省略を認めることがあります。）を添えて引受保険会社に提出しなければなりません。被保険者が、上記の規定に違反した場合、または次に定める書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造もしくは変造した場合は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて弁護士相談費用保険金を支払います。

- ① 当会社の定める事故報告書
- ② 法律相談等を行った弁護士の氏名および所属する事務所名ならびにその所在地
- ③ 法律相談等を行った弁護士による法律相談等の日時、内容についての書類
- ④ 弁護士費用の支払を証明する書類 など

保険金をお支払いする主な場合

■昇降機包括補償条項

施設所有(管理)者賠償責任保険で補償対象外となっている被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された不動産もしくは動産内に設置もしくは付属するすべての昇降機による、他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 など

■対物超過修理費用補償特約

被保険者が財物の損壊または損壊等について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、当社が保険金を支払う場合において、次のいずれにも該当するときは、被保険者が対物超過復旧費^(注)を負担することによって被る損害を補償します。

① 当社が対物超過復旧費の発生を認めること。

② 被害者が財物を再調達または修理すること。

注:修理費が財物の時価額を上回ると認められる場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用をいい、修理費から財物の時価額を差し引いた額とします。

■自動車へ幌(テント)をつける作業に関する補償条項

被保険者が保険証券に記載された仕事の遂行により、または仕事の遂行のために、自動車^(注)を預かり、幌(テント)をつける作業を行う場合には、自動車に幌(テント)をつける作業の間においてのみ、預かり自動車に対する損害を補償します。

注:自動車には、これに定着(ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。)または装備(自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。)されている物(以下「付属品」といいます。)を含みます。上記付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。

① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品

② 法律、命令、規則、条例等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物

③ 通常装飾品とみなされる物

④ 積載物

保険金をお支払いできない主な場合

【共通事項】

- ・保険契約者、被保険者の故意によって生じる損害
- ・戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒擾(じょう)、労働争議によって生じる損害
- ・地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じる損害
- ・被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任を負担することによって被る損害
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任を負担することによって被る損害
- ・排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、不測かつ突発的な事故によって生じた賠償責任は含みません。
- ・次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
 - ① 環境汚染。ただし、不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出、溢(いっ)出、漏出または排出の場合を除きます。
 - ② 汚染浄化費用の支出(被保険者が支出したと否を問いません。)
 - ③ 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性

【工事中の事故】

- ・被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の偶然な事故による損害
 - 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊
 - 土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊
 - 地下水の増減
- ・被保険者の下請負人またはその使用人の身体障害に起因する賠償責任を負担することによって被る損害 など

■工事履行遅滞損害賠償責任補償条項

- ・次のいずれかに該当する仕事の履行遅滞によって生じた損害
 - 工事請負金額、約定履行日等が定められた工事請負契約書のない仕事
 - 履行不能または不完全履行となった仕事
 - 記名被保険者が、工事履行遅滞の原因が事故によるものであることを立証できない仕事

■支給資材損壊補償条項

- ・次の事由に起因する損害
 - 支給財物がその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
 - 支給財物が他の財物に組み込まれた後に発見された損壊
 - 損壊した支給財物の使用不能

- ④ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性
- ⑤ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)または核燃料物質に汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる事故
- ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 生産物が被保険者の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる身体障害または財物損壊。ただし、記名被保険者の生産物または記名被保険者の仕事の結果に起因して電氣的、機械的またはその他の物理的的事故が発生した場合には、この免責条項は適用しません。
- ⑧ 生産物もしくは仕事の目的物またはこれが一部をなす財物につき回収措置が講じられた場合に、その措置に要した費用
- ・次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害
 - ① 被保険者が所有、使用または管理する施設(仮設物を含みます。)から公共水域に流出した石油物質による財物損害に対して負担する賠償責任
 - ② 石油物質拡散防止費用に対して負担する賠償責任

【生産物・工事成後後の事故】

- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡しした生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任を負担することによって被る損害
- ・被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する賠償責任を負担することによって被る損害 など

【施設の事故】

- ・屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任を負担することによって被る損害
- ・航空機、自動車または施設外における船、車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任を負担することによって被る損害 など

■管理下財物損害補償条項

- 〈被保険者の工事の対象物のうち損害発生時に直接作業が加えられていた部分以外〉
- ・次のいずれかに該当する財物に対する損害
 - 被保険者が所有するまたは賃借中の財物
 - 被保険者が所有または賃借する施設内において貯蔵、保管、組立て、加工、修理、点検等のために被保険者が受託している財物
 - 被保険者の工事場内における次のいずれかに該当する財物
 - 被保険者の工事に使用中の機械、器具または道具等
 - 被保険者の工事に使用される材料、資材または部品(発注者その他の者より支給された物を含みます。)等

- 〈被保険者の工事の対象物のうち損害発生時に直接作業が加えられていた部分〉
- ・次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
 - 被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、磨耗、縮み、品質劣化等
 - 請負作業を終了し引渡された後に発見された財物の損壊

保険金をお支払いできない主な場合

■ 財物の使用不能損害補償条項

- ・次のいずれかに該当する損害賠償を負担することによって被る損害
 - 被保険者または被保険者の業務に従事する者が所有、使用または管理する財物の使用不能に対して負担する賠償責任
 - 回収措置の実施に伴って発生する財物の使用不能に対して負担する賠償責任
 - 生産物または仕事の目的物自体の使用不能に対して負担する賠償責任など

■ 人格権侵害賠償責任補償条項

- ・次のいずれかに起因する損害賠償を負担することによって被る損害
 - 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
 - 直接であると間接であると問わず、被保険者による採用・雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた人格権侵害に起因する賠償責任
 - 最初の人格権侵害が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた人格権侵害に起因する賠償責任
 - 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動による人格権侵害に起因する賠償責任など

■ リース・レンタル建設用工作車損害補償条項

- ・次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
 - 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発したリース・レンタル建設用工作車の損壊
 - 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によるリース・レンタル建設用工作車の損壊
 - 正当な権利を有する者に引き渡された後に発見されたリース・レンタル建設用工作車の損壊
 - 記名被保険者が行う保守、調整、修理または交換等の作業により生じたリース・レンタル建設用工作車の損壊
 - 電氣的または機械的な原因により生じたリース・レンタル建設用工作車の損壊
 - かき傷、すり傷、欠け傷、よごれ、しみ、焦げその他単なる外観上の損傷であってリース・レンタル建設用工作車の機能に直接関係のない損壊
 - リース・レンタル建設用工作車の一部の部品の盗取
 - リース・レンタル建設用工作車の損壊または盗取による使用不能
 - リース・レンタル建設用工作車の本来の使用目的と異なった用途の使用
 - リース・レンタル建設用工作車の潤滑油・燃料等の運転資材に生じた消耗
 - 次のいずれかに該当するリース・レンタル建設用工作車用の部品または部位に単独で生じた損壊
 - ア. 履帯・無限軌道・キャタピラ、タイヤ排土板（カッティングエッジ・エンドピットを含みます。）、スカリファイヤ（シャンク・ディッパーを含みます。）、バケット（ディッパーを含みます。）ローラその他作業時において常時地面等に接すべき部品
 - イ. フォーク、すき、刃、つめ、ブレード、ライナ
 - ウ. ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、スチームハンマ、パイプロハンマ、パイルドライバ、ドリルのビット、ケーシングチューブ、ベルト、レール、スクリーン
 - エ. 材質が陶磁器、ガラス、コンクリート、れんが、ゴム、カーボン、木、合成樹脂であるもの
 - オ. 真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類
 - カ. ワイヤ、ロープ
 - キ. アからカまで以外の消耗品または消耗材

■ リース・レンタル物件補償条項

- ・次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
 - 記名被保険者または記名被保険者の使用人が行いもしくは加担した盗取
 - 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した財物自体の損壊
 - 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、目減りまたは原因不明の数量不足、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊
 - 請負作業を終了し引渡された後に発見された財物の損壊
 - 自動車、航空機または船舶の損壊

- 電氣的または機械的な原因により生じたリース・レンタル物件の損壊
- リース・レンタル物件に生じた汚れ、かき傷、すり傷、塗料のはがれその他単なる外観上の損傷であって保険の対象の機能に直接関係のない損壊
- リース・レンタル物件が地下・地中もしくは水中・水上においてまたは船舶に搭載されて使用されている間にリース・レンタル物件に生じた損壊
- 下記のもの（リース・レンタル物件に含まれている場合、またはリース・レンタル物件の一部を構成している場合は、そのもの単独に生じた損壊）
 - ア. 履帯・無限軌道・キャタピラ、タイヤ排土板（カッティングエッジ・エンドピットを含みます。）、スカリファイヤ（シャンク・ディッパーを含みます。）、バケット（ディッパーを含みます。）ローラその他作業時において常時地面等に接すべき部品
 - イ. フォーク、すき、刃、つめ、ブレード、ライナ
 - ウ. ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、スチームハンマ、パイプロハンマ、パイルドライバ、ドリルのビット、ケーシングチューブ、ベルト、レール、スクリーン
 - エ. 材質が陶磁器、ガラス、コンクリート、れんが、ゴム、カーボン、木、合成樹脂であるもの
 - オ. 真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類
 - カ. ワイヤ、ロープ

■ リコール費用補償条項

- ・次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
 - 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役またはその他の法人の業務を執行する他の機関をいいます。以下同様とします。）の故意または重大な過失
 - 脅迫行為または加害行為
 - 生産物の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由
 - 生産物の消費期限、保存期間または有効期間を設定して製造・販売等を行った生産物のその期間経過後の品質劣化等
 - 生産物の修理または代替品の瑕疵
- ・次のいずれかに該当する損害または費用を負担することによって生じた損害
 - 他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 回収生産物その他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 顧客の信頼を失うことによって生じる損害または顧客の信頼を回復するために要した費用。ただし、この補償条項内で規定するメディア等対応費用または生産物回収実施費用に係る費用に対しては、保険金を支払います。
 - 回収等の瑕疵または技術の拙劣等により通常の回収等の費用以上に要した費用
 - 代替品の製造原価または仕入原価に要した費用
 - 代替品の輸送費用
 - 回収生産物の修理費用
 - 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価に要した費用
 - 生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収等の費用以上に要した費用
 - 生産物がバッチ、コードまたはその他の方法で特定される場合において同一の商標名またはブランド名の生産物であるが、この保険契約において補償されるものと異なる生産物の回収等に係る費用

■ 不良完成品に関する補償条項

- ・生産物自体以外の部分の完成品を損壊することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能な場合、その完成品に係る損害
- ・生産物自体の損壊の賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害
- ・次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害
 - 損壊した完成品の回収費用
 - 壊した完成品にかかる逸失利益

■ 治療費用補償条項

- ・次のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害に起因する損害
 - 生産物・仕事の結果に起因する身体障害
 - 身体障害を被った者の故意
 - 保険契約者、被保険者または身体障害を被った者の闘争行為または犯罪行為
 - 身体障害を被った者の心神喪失または自殺行為
 - 被保険者または被保険者の指示による暴行または殴打

保険金をお支払いできない主な場合

■ 治療費用補償条項 (前ページより続き)

- 次のいずれかに該当する者が被る身体障害に起因する損害
 - 保険契約者および被保険者
 - 被保険者の業務に従事中的者
 - 被保険者の父母、配偶者、子その他親族
 - 施設を継続的に占有している者(役員および従業員を含みます。)。ただし、その占有者が占有する部分で被った場合に限り、また、

■ 施設における受託物賠償責任補償条項

- 次のいずれかに該当する事由による賠償責任を負担することによって被る損害
 - 保険契約者、被保険者[※]、またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した受託物の盗取に起因して負担する賠償責任
 - 被保険者[※]または被保険者[※]の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊、紛失もしくは盗取に起因して負担する賠償責任
 - 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董(とう)品、勲章、(き)章、稿本、設計書、雛(ひな)型、その他これらに類する受託物が損壊しまたは紛失もしくは盗取されたことに起因して負担する賠償責任
 - 受託物のうち被保険者[※]が賃借する財物に発生した財物損壊に対して負担する賠償責任。賃借する財物には、保険証券記載の仕事に関連して賃借する建設用工作車、建機、工具および用具を含みます。
 - 受託物のうち被保険者[※]によってまたは被保険者[※]のために行われる作業等に使用されるまたは使用された材料、部品、装置または設備に発生した財物損壊に対して負担する賠償責任
 - 動植物の損壊、紛失または盗取されたことに起因して負担する賠償責任
 - 冷凍(冷蔵・保冷)装置または設備の破壊・調整もしくは機能低下によって生じた温度変化による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ※記名被保険者および記名被保険者の役員ならびに使用人。ただし、役員および使用人については、記名被保険者の業務を行う場合に限り、また、

■ 塗装作業飛散危険等補償条項

- 次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 塗装対象物の誤認、または塗料の色もしくは特性等の塗料の選択の誤りによって生じた損害賠償責任
 - 塗装対象物の再塗装費用および塗装対象物自体を損壊したことによって生じた損害賠償責任
 - 飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による、塗料その他塗料用材料等の飛散または拡散

■ 昇降機包括補償条項

- 次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害
 - 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
 - 昇降機の修理、改造、取外し等の工事に起因する賠償責任

■ 自動車へ幌(テント)をつける作業に関する補償条項

- 次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害
 - ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
 - ② 盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任(収益減少に基づく賠償責任を含みます。)
 - ③ 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が私的な目的で使用している間に生じた自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
 - ④ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
 - ⑤ 被保険者の下請負人が管理している間に生じた自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
 - ⑥ 通常の作業工程上生じた修理(点検を含みます。)もしくは加工の拙劣または仕上不良等による自動車の損壊に起因する賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。

※保険金のお支払いは、引受保険会社または引受保険会社の親会社、関連会社、もしくは引受保険会社の最終的な親会社に適用される経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。これら法令または措置には、日本国、国際連合、英国、米国、欧州連合により行われる制裁措置を含みます。

■ 保険料確定特約について

- この保険契約はご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高など(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を確定保険料とし、保険期間(ご契約期間)終了時の確定精算を省略いたします。
- 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合^(注)には、原則ご契約できません。

注：企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、原則ご契約できません。取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。新規事業者等で、保険契約締結時に、最近の会計年度(1年間)の保険料算出の基礎となる数値が存在しない場合には、原則ご契約できません。中途加入する際には過去1年の基礎数値による保険料を月割計算するため、確定精算を省略いたします。

*このパンフレットは「日本テントシート工業組合連合会賠償補償制度」の概要を説明したものです。ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご覧ください。また、詳しくは賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

引受保険会社：Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険) 東京支店

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山